

第35回蒼天祭 模擬店出店に関する規約

※必ずご確認ください

[作成] 北海道情報大学大学祭実行委員会

[監修] 北海道情報大学学生サポートセンター事務室

目次

P1

- 第1条(出店規約)
- 第2条(定義)
- 第3条(出店者)
- 第4条(模擬店会議)
- 第5条(提出書類)
- 第6条(店舗)

P2

- 第7条(火気の取り扱い)
- 第8条(レンタル機材)

P3

- 第9条(大学備品)
- 第10条(私物の持ち込み)
- 第11条(電気使用量)
- 第12条(販売商品)

P4

- 第13条(販売基準)
- 第14条(調理)
- 第15条(ゴミの処理)
- 第16条(衛生管理)
- 第17条(緊急事態への対応)

P5

- 第18条(雨天時の模擬店に関して)
- 第19条(モギ券)
- 第20条(感染症対策)

P6

- 第21条(その他)
- 第22条(罰則)
- 第23条(問い合わせ)

第1条（出店規約）

本規約は、北海道情報大学大学祭実行委員会(以下「委員会」という)が定めたものであり、第35回蒼天祭に模擬店を出店する際の一切に適用する。

第2条（定義）

1. 模擬店：本学の学生が委員会の定める規約に則って蒼天祭にて食品の調理・販売を行う店舗のこと。
2. 屋外店舗：委員会で指定した屋外にて営業する模擬店のこと。
3. 屋内店舗：委員会で指定した屋内にて営業する模擬店のこと。

第3条（出店者）

1. 出店者は本学の学生のみで構成すること。
2. 一団体の出店者は代表者を含む5名以上とする。
3. 一団体の複数の模擬店を出すことは認めない（ただし、ゼミ・サークル展示との重複は認める）。
4. 委員会が指定した期間外での出店者の変更・追加・除名は認めない。
5. 調理及び販売、食堂への入場の際は、配布するネームプレートの着用を義務とする。
6. ネームプレートは提出された名簿をもとに事前に作成する。当日の作成は不可である。
7. 事前に指定された集合時間は厳守すること。
8. メールやWebポータルなどを通して様々な連絡を行うため、確認をすること。
9. 他の店舗や来場者に迷惑となる行為を行わない。

第4条（模擬店会議）

1. 委員会で開催する模擬店会議は必ず各団体の代表又は副代表1名以上が出席すること。
2. 出席できない場合は、委員会にその旨を連絡し、指示に従うこと。
3. 模擬店会議で説明される内容を十分に理解すること。
4. 会議に出席した者は会議の内容や委員会からの連絡事項を全ての出店者に伝えること。

第5条（提出書類）

1. 書類の提出期限は厳守すること。
2. 書類の提出が期限より遅れる場合は、委員会にその旨を連絡し、指示に従うこと。
3. 連絡等がなく遅れた場合は書類によっては出店を許可しない場合がある。

第6条（店舗）

1. 屋外店舗はテント1棟につき、原則1店舗までとする。ただし、割り当てられたテントの規格によっては変更になる場合がある。その際は委員会の指示に従うこと。
2. 屋外店舗で使用可能な熱源はガス・炭・電気とする。
3. 屋内店舗は1店舗につき、原則1教室とする。
4. 屋内店舗では警報装置が設置されているため、電気を熱源とする器具以外の火気器具の使用を認めない。

第7条（火気の取り扱い）

1. 火気を取り扱う場合は水の入ったバケツ・濡れタオルを用意すること。ただし、一店舗につきバケツ1つ、雑巾1枚を委員会で配布する。
2. 火の周りは整理し、紙類や手指消毒用アルコール、油類などの燃えやすいものは置かない。屋内店舗は壁に近付けないこと。
3. 机の上に火気器具、電子調理器などを置く場合は、委員会が準備する防火材・断熱材を敷くこと。
4. 当日風が強い場合は、ガスボンベ・ガスコンロ・焼き台・風よけなどが倒れないように固定すること。
5. ガスボンベ等のゴムホースにつまづくのを防ぐため、ホースは出来るだけ短くすること。
6. 電気コードは、過度な複数の配線を避けること。
7. 火気の手扱いは所定の位置以外では禁止する。また、調理目的以外に使用しないこと。
8. ガスコンロや焼き台に点火する際、火が着いたか目視で確認すること。
9. 火気を取り扱う際、作業をするのに適した服装で行うこと。
10. 炭を消火する場合、あらかじめ鉄バケツに水を入れ、その中に炭を10分以上水に漬けること。
11. ガスコンロを2台以上近づけて使わないこと。また、ガスボンベの真上を調理器具等で覆わないように使うこと。
12. 消火器を扱えるようにしておくこと。消火器について屋外店舗は2団体に1つ配布、屋内店舗は設置されているものを使用する。
13. 火災が発生した場合、消火を開始し、委員会に連絡し、委員会の指示に従うこと。
14. 三方幕を使用する際は、近くに火気を近づけ過ぎないこと。

第8条（レンタル機材）

1. レンタル機材の使用を希望する場合は、指定する用紙に記入し、申し込むこと。
2. レンタル機材は丁寧に扱うこと。
3. レンタル機材を破損・汚損・紛失した場合は、委員会に申し出ること。ただし、出店者がそのすべての責任を負うこと。委員会は一切の責任を負わない。また、レンタル機材に何らかの不具合が生じた場合は、直ちに委員会へ申し出ること。
4. レンタル機材は1日ごとに、委員会が指定する場所に必ず返却すること。
5. レンタル機材の返却は出展部員の確認の元に行うこと。
6. レンタル機材の移動は、委員会の指示に従い責任を持って行うこと。
7. レンタル機材で危険行為をしないこと。
8. レンタル機材のうち、調理・食品保存に必要な機材については、レンタル料金の2割を委員会が負担する（レンタル代金の請求の際に、委員会負担の2割を引いた額を請求する）。
9. 委員会を通して行われたレンタルを除いては、レンタル料金の援助をしない。
10. レンタル機材に付属する物品（説明書など）の管理は出店者が責任を持って行い、返却の際は不足のないようにすること。
11. レンタル機材に何らかの不具合が生じた場合は、直ちに委員会へ申し出ること。
12. 使用後余ったガスボンベのガス抜きは決して行わないこと。
13. 委員会の許可なくレンタル機材を勝手に持ち出さないこと。

第9条（大学備品）

1. 大学備品の使用を希望する場合は、指定する用紙に記入し、申し込むこと。
2. 大学備品を借用する場合は、配布する借用書に種類と数を記載すること。
3. 大学備品の無断借用は認めない。
4. 大学備品を急遽借用したい場合は、必ず委員会へ相談すること。
5. 大学備品は丁寧に扱うこと。
6. 大学備品を破損・汚損・紛失した場合は、直ちに委員会へ申し出ること。ただし、出店者がそのすべての責任を負うこと。委員会は一切の責任を負わない。また、備品に何らかの不具合が生じた場合は、直ちに委員会へ申し出ること。
7. 大学備品で危険行為をしないこと。
8. 大学備品は使用后、出店者がきれいに清掃を行うこと。
9. 大学備品の移動は、委員会の指示に従い各団体が中心に責任を持って行うこと。

第10条（私物の持ち込み）

1. 調理器具やその他必要物品の持ち込みを認める。
2. 委員会で指定された場所以外で調理した食材の持ち込みは認めない。
3. 1日目終了後、持ち込んだ物品が重量などの関係で持ち帰るのが難しい場合、各店舗のテント、および教室内に置いていくことを許可する。その際は配布するリストに物品名・店舗名を明記し、置いていくこと。
4. 持ち込んだ物品、置いていく物品を破損・汚損・紛失した場合は、委員会は一切の責任を負わない。

第11条（電気使用量）

1. 使用可能な電力はそれぞれ、屋外店舗1店舗につき1400W、屋内店舗は2000Wまでとする。
2. 電力を使用する際は、電気使用量に関する書類を委員会に提出し許可を受けること。
3. 事前に申請した器物以外での電力の使用は認めない。
4. たこ足配線は原則禁止とする。複数配線する場合は複数口の延長コード（テーブルタップなど）を各団体が準備すること。

第12条（販売商品）

1. 模擬店で販売する商品は予め委員会へ申請を行い、販売許可証を受け取ること。
2. 販売許可の基準については、委員会が定めた第13条（販売基準）をもとに審査する。その審査に反していた場合は販売することはできない。
3. 販売許可証は当日、営業時に店舗内の指定された部分に購入者にわかるよう掲示すること。
4. 販売許可証に記載されていない商品の販売は認めない。
5. 提供できる品目数は1店舗につき2品目までとする。ただし、調理工程が同様のものは1品目としてもよい。飲料についてはコップに注ぐ程度の行為であれば品目数から除外してもよい。

例) 焼き台を使用し、焼き魚と魚介類串焼きを調理する場合はこれで1品目

第13条（販売基準）

1. 学生・教職員・来場者等の安全に支障をきたすもの（ノンアルコールを含むアルコール類やたばこ等）の提供、販売を禁止する
2. プレハブ（テント）では、煮る、焼く等の簡易な調理だけにすること。
3. 仕込み・保管は家庭で行わず、営業許可施設や食堂調理室等で行うこと。
4. 保健所の判断にもとづくもの

第14条（調理）

1. 調理は参加者一覧表に記載のある者のみで行い、それ以外の人は調理しないようにすること。
2. 従事者は健康状態に注意し、エプロンや三角巾など最低限衛生的な服装で従事すること。
3. 調理の際は手洗いと消毒を徹底すること。
4. 必ず当委員会が用意するビニール手袋を着用すること。また、一度使用したビニール手袋は衛生面を考慮し、使いまわさないこと。
5. 委員会へ申請した調理工程を遵守して調理を行うこと。
6. 調理・下処理は必ず当日に行うこととし、必ず委員会が指定した場所で行うこと。
7. 食材ごとにまな板や箸などの調理器具を使い分け、食品の相互汚染を防止すること。
8. 調理から提供までの時間は極力短くし、出来る限り作り置きをしないこと。
9. 食材にはよく火を通し、食中毒の発生を防ぐこと。（場合によっては出店中止もある）
10. 調理済みものを2日目に持ち越さないこと。
11. 油を使用する場合は凝固剤等を各自で購入し、後始末をしっかりと行えるようにする。

第15条（ごみの処理）

1. 委員会指定した分別方法にて分別すること。委員会の指定外での分別方法でのごみの処理は禁止する。
2. ごみを出す場合は、委員会指定した時間帯に指定された場所へ出すこと。

第16条（衛生管理）

1. 第13条、第14条の各項を参照し、衛生管理に努めること。
2. 調理場所は複数の店舗で共用するため、清潔に使い、占有しないこと。
3. 調理器具は使用後に必ず洗浄・消毒すること。
4. 1日目終了後、調理場所や販売店舗での食材の保管は認めない。万が一、保管されている食材や放置されている食材を確認した場合は、委員会が廃棄する。
5. 前日に調理した商品の販売は禁止する。また、調理品の持ち越しも禁止する。

第17条（緊急事態への対応）

1. 火が発生した場合は第一に委員会へ連絡すること。
2. 急病人・傷病人が出た場合は対処法が分かっている場合は第一に対処し、委員会に連絡すること。対処法が分からない場合は、第一に委員会に連絡すること。
3. 緊急車両（消防車・救急車等）の手配は委員会の判断で行う。各自で行わないこと。

第 18 条（雨天時の模擬店に関して）

1. 雨天時は、デリバリーを認める。ただし、歩き売りは禁止する。また、晴天時はデリバリーを認めない。
2. デリバリーをする際には代金を店舗で受け取ってからデリバリーすること。
3. デリバリーする際にはお金を扱っている人は配達しないこと。
4. 商品を運んでから代金をもらう行為は歩き売りと同みなし、第 22 条の罰則によって処分を適用する。

第 19 条（モギ券）

1. モギ券の管理は厳重にすること。
2. モギ券のコピーをしないこと。
3. 店舗の売り上げとして受け取ったモギ券には、委員会の指定する印を押すこと。
4. 蒼天祭終了後の換金日にモギ券の回収を行う。各自で集計しておくこと。
5. 委員会の指定する印のないモギ券は換金しない。
6. モギ券に関する不正を委員会が確認した場合は、程度に応じ第 22 条によって処分の対象とする。
7. 釣銭は発生しない。（例：150 円の賞品を買う際に 200 円分のモギ券で購入しても釣銭は発生しない）

第 20 条（感染症対策）

1. 原則、対面での会場開催を行う方針だが、感染拡大が懸念される場合は、中止などへ方針変更をする場合がある。
2. 新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症に罹患した場合は、医療機関または、保健センターの支持する「登校禁止期間」は蒼天祭の準備および当日は参加できません。
3. 蒼天祭参加者の風邪症状（喉の違和感・痛み、咳、倦怠感、発熱など）がある人は、直ちに帰宅してください。帰宅後、医療機関を受診するか市販の抗原検査キット（医療用・体外診断用）を使用し、感染の有無の検査を行ってください。何らかの理由により、医療機関の受診や市販の抗原キットでの判定ができない場合は、症状が軽快するまで登校を控えてください。（症状が軽快後、登校する際も、マスクを着用し、会話を最低限にする、学内での飲食は控えるなど、感染症対策に取り組むこと。感染症対策を意識すること。）
4. 感染状況により、マスクの着用、密集の回避、室内の換気などの感染対策をお願いすることがある。
5. 展示者はふた付きの飲料（ペットボトル等）のみ、飲用として展示スペースに持ち込むことができる。それ以外の飲食物（模擬店で購入した飲食物等）は指定された飲食スペースを利用すること。
6. 模擬店スペースや廊下などの一般スペースでの大声によるかけ声は、マスク着用の上、良識の範囲内で行うこと。

第21条（その他）

1. 委員会や学生サポートセンター事務室・学生部長及び保健所・消防署などの公的機関からの指示に必ず従うこと。

第22条（罰則）

1. 本規約について違反を委員会で確認した場合は、委員会及び学生サポートセンター事務室・学生部長との協議により、程度に応じた以下の処分を与える。

- ・即時出店停止処分
- ・委員会で発行しているモギ券の換金停止処分
- ・委員会で交付しているレンタル代補助金返金処分
- ・その他協議による

第23条（問い合わせ）

1. 委員会からの連絡には下記の電話番号・メールアドレスを使用する。
2. 平時はメールで連絡するため、受信できるよう各種設定を変更しておくこと。
3. 緊急時は電話で連絡するため、下記の電話番号を登録し、着信の際は必ず応答すること。万が一応答できなかった場合、着信を確認しだい当日中に必ず返答すること。

大学祭実行委員会(出展)メールアドレス：

hiu-gakusei@s.do-johodai.ac.jp

大学祭実行委員会電話番号：

011-384-0135（直通）